

本社機能及びバックオフィス等立地促進助成金 「バックオフィス等」

交付内容

1 設置 [新設・増設・市内移転]

基本額:新規投資に係る固定資産税等相当額の**100%**(限度額:なし)

期 間: **3年間**(重点加算地域+ **2年**)

【重点加算地域】

○**都心部** 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第3項の規定に基づく都市再生緊急整備地域

2 雇用加算

基本額:新規雇用又は異動の正社員(**市内在住**)1人につき**60万円**を加算(限度額:なし)

ただし、重点加算地域に該当する場合は1人につき**100万円**を加算

新規雇用又は異動の正社員(**市外在住**)1人につき**10万円**を加算(限度額:**5,000万円**)

※新規雇用・異動の正社員(市内在住)が5人以上であることを条件に、助成期間内において一度限り交付します。

新規雇用・異動の正社員とは?

[1]仙台都市圏に住所を有する [2]1年以上の継続雇用 [3]社会保険の被保険者の3条件に該当する方をいいます。

仙台都市圏とは?

仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、大衡村をいいます。

交付対象

[バックオフィス等]

企業の人事、総務又は会計などの事務管理部門の事務処理又はデータ処理に係る業務について、情報技術を活用することにより、主に県外の企業に対して、付加的な価値の提供を行う事業所

交付要件

投下固定資産相当額**3,000万円**以上(市内中小企業の場合は**1,000万円**以上)

○取得:取得価格に土地は0.5、建物は0.7、生産設備は0.7を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

○賃借:月額賃借料に土地は100、建物は70を乗じた値を「投下固定資産相当額」とします。

ただし、月額賃借料の上限は、土地は500円/㎡、建物は8,000円/㎡(サービスオフィスの場合、31,000円/㎡)です。

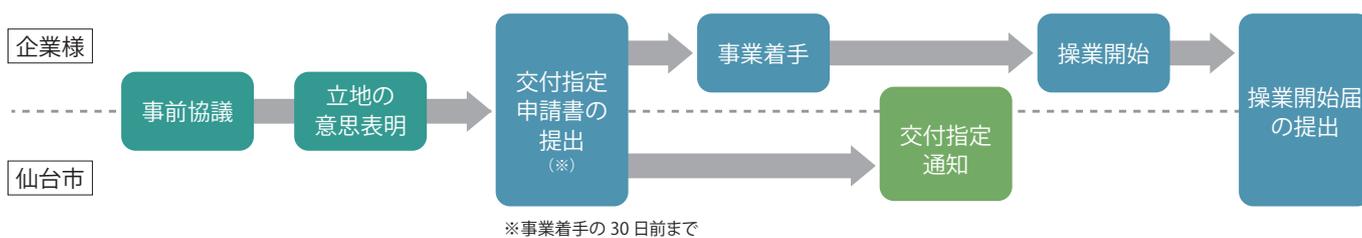
○交付要件については初回交付申請時に改めて確認します。

申請手続き

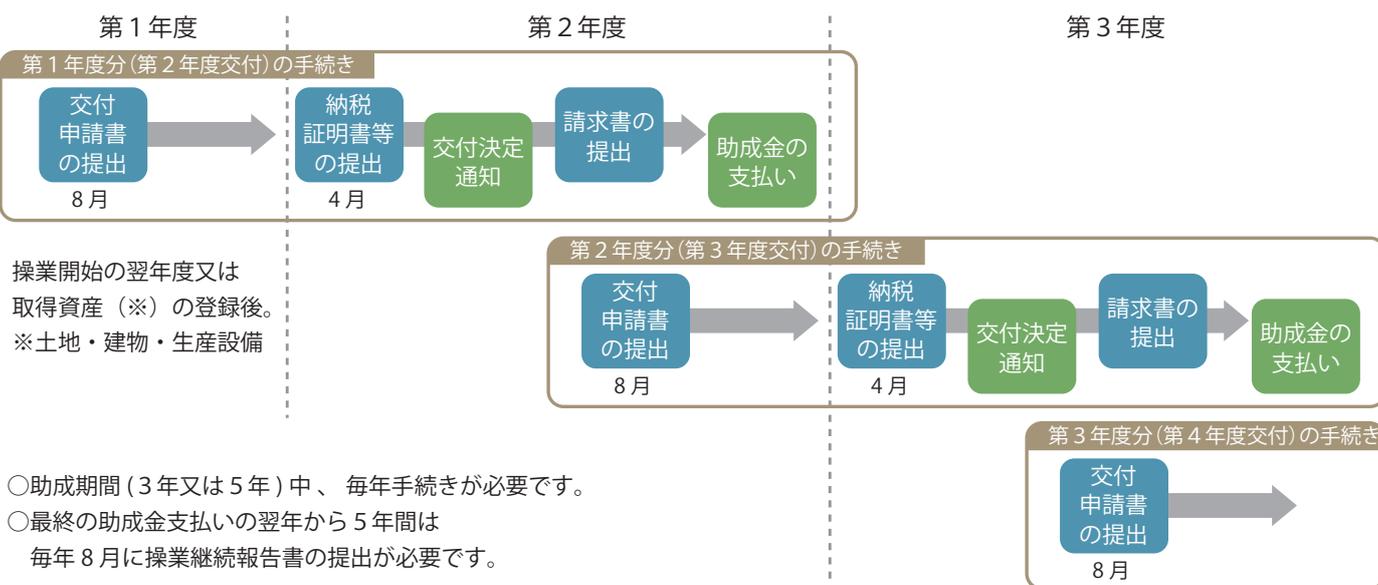
○助成金の指定を受けるには、原則として、立地の意思表示前に事前協議を行い、**事業着手の30日前**までに、交付指定申請書の提出が必要となります。

○助成金の**最終交付年度後の5年間**は、**操業継続報告書の提出が必要**となります。操業継続報告書の提出がない場合や当該事業が廃止、休止された場合等には、助成金の返還を求める場合があります。

助成金交付指定申請の流れ



助成金交付の流れ



助成金額の試算例

試算条件	
入居施設坪単価:10,000円	※消費税及び共益費を除く
賃借スペース:50坪	
新規雇用:20人(正社員)	

交付要件	
投下固定資産相当額	3,000万円以上
	(市内中小企業者は1,000万円以上)

投下固定資産相当額	$10,000\text{円/坪} \times 50\text{坪} \times 70(\text{係数}) = 35,000,000\text{円}$
-----------	--

基本助成金額	$35,000,000\text{円} \times 1.7\%(\text{税率}) = 590,000\text{円}$ (万円未満切捨) $590,000\text{円} \times 3\text{年間} = 1,770,000\text{円}$ ※税率=固定資産税率1.4%+都市計画税率0.3%を足したもの。
雇用加算	(正社員) $600,000\text{円} \times 20\text{人} = 12,000,000\text{円}$ ※要件:市内に住所を有すること、1年以上の継続雇用、社会保険の被保険者の3つすべてに該当 ※助成期間内に一度のみ交付
総額	$1,770,000\text{円} + 12,000,000\text{円} = 13,770,000\text{円}$

事前協議や申請手続きなどの詳細については、下記担当部署までお問い合わせください。

[お問い合わせ]

仙台市経済局企業立地課 Tel:022-214-8276/E-mail:kei008040_13@city.sendai.jp
仙台市総務局東京事務所 Tel:03-3262-5765/E-mail:som001310@city.sendai.jp

仙台市企業進出ガイド
<http://www.city.sendai.jp/invest/>

